【重 要 事 項 説 明 書】

修理費用保険(事業者機器修理補償特約付き)のご説明(契約概要)

レスキュー損害保険株式会社

- ■ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご 契約される前に必ずお読みいただき、お申込みください。
- ■本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については必ず約款をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、弊社までお問合せください。
- ■お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印を付けておりますので必ずご確認ください。

1. 商品の仕組み

修理費用保険(事業者機器修理補償特約付き)と

は、偶然な事由(注1)によって、被保険者が所有または使用する携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、パソコン、固定電話機、FAX(複合機を除く)、ルーター、プリンター、UTM、決済端末、シュレッダー、プロジェクター、POS レジ、コピー機、スキャナ、モニター、サーバー、ビデオカメラ、テレビ(以下「事業者機器」とします)が使用不能(被保険者が所有または使用する事業者機器を使用できない状態をいいます。)となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して保険金額(注2)を限度として保険金をお支払いする保険商品です。申込は拠点単位となりますので、それぞれの拠点ごとに申し込みが必要です。

(注1) 故障(水濡れによる故障を含みます)と外装破損が補償対象となります。

(注2) 保険金額は、加入コースによって異なり、以下のいずれかになります。

コース	A	В	С	D
スマートフォン台数制限	3	5	8	1 2
全損最大金額	5 万円	8万円	10 万円	15 万円
年間修理上限	10 万円	15 万円	20 万円	30 万円

2. 補償内容

(1) 保険金をお支払いする場合

偶然な故障(水濡れによる故障を含みます)または外装破損によって事業者機器(注1)が使用不能となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して損害保険金を支払います。

(注 1) 事業者機器に挿入する SIM カード、メモリーカード、電池パック等および充電器、AC アダプター、付属ケーブル等の付属品は除きます。

(2) お支払いする保険金の額

年間(*)の限度として以下の額を損害保険金として支払います。

*年間とは、会員サービスの規約で定めた利用開始日の0時から利用開始日の1年後の同一日付の前日の24時までです。以降更新となります。

①事業者機器が修理可能な場合

修理費用(注1)=損害保険金

②事業者機器が修理不能な場合

損害保険金は、別途購入した事業者機器の代金、または全損最大金額(加入コースによって異なり、以下のいずれかになります。)を超過した場合は全損最大金額まで保証でいたします。

Aコース:5万円

Bコース:8万円

Cコース:10万円

Dコース:15万円

- *修理可能とは事業者機器をメーカー等で修理した状態をいいます。修理により同等品と交換した場合や事業者機器のメーカー等が実施する保証サービスを利用した場合も含まれます。
- *修理不能とは、事業者機器の内部基盤が修復不能な状態のため、事業者機器のメーカー等での修理が不可能(注2)で、被保険者が別途事業者機器を購入(注3)した状態をいいます。
- (注1)事業者機器のメーカー等が実施する保証サービスを利用した場合は、保証サービス適用後の被保険者負担分となります。
- (注2)事業者機器のメーカー等が事業者機器の状態を確認した結果、修理が不可能 と判断し、修理を行わなかった状態をいいます。
- (注3) 修理不能により別途機器を購入する際は、同一品目(品目区分は携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、パソコン、固定電話機、FAX、ルーター、プリンター、UTM、決済端末、シュレッダー、プロジェクター、POS レジ、コピー機、スキャナ、モニター、サーバー、ビデオカメラ、テレビです)の再購入に限ります。例えば、携帯電話が修理不能となりスマートフォンを購入した場合は、保険金支払対象外となります。また、同一品目の故障のついでに機能アップした機器を購入した場合は、機能アップ前の同等品の購入費用が損害額となります。
- (3) 保険金のお支払い回数

無制限といたします。

★(4)保険金をお支払いできない主な場合

下記のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失。
- ②被保険者と同居の親族の故意または事業者機器を使用もしくは管理する者の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限る。
- ③保険金を支払う場合の偶然な事由が補償期間外に発生した場合。
- ④地震、津波、噴火、風災、水災、雪災その他の自然災害に起因する損害の場合。
- ⑤火災、爆発、放射能汚染に起因する損害の場合。
- ⑥公的機関による差押え、没収等に起因する損害の場合。
- ⑦戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害の場合。
- ⑧事業者機器が、日本国内で販売されたメーカー純正の製品以外の場合。(携帯端末の場合は、携帯電話通信会社で販売した製品または日本法人を設立しているメーカーの純正製品は除く。パソコンの場合は、日本法人を設立しているメーカーの純正製品は除く。)
- ⑨購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合。(初期不良を含む。)
- ⑩事業者機器のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する(瑕疵の存在が推定される場合を含む)製品を対象として回収または修理を行った場合における回収の原因または修理の対象となる事由。
- ⑪すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、事業者機器の本体機能に直接関係のない外形上の損傷。
- ②事業者機器を、不適切な修理、加工、改造または過度な装飾をした場合。
- ③詐欺、横領によって生じた損害。
- ⑭自然の消耗、劣化、縮み、変色または変質による損害。
- 15日本国外で発生した事故による損害。
- ⑩事業者機器が故障または外装破損した場合において、被保険者が、事業者機器のメーカー等が発行する書類を、保険会社に提出しない場合。
- ⑩事業者機器が修理可能にもかかわらず、被保険者が事業者機器を修理しなかった 場合。
- ®事業者機器が修理不能にもかかわらず、被保険者が別途事業者機器を購入しなかった場合。
- ⑩修理の際メーカーの修理不能リストに載っている事業者機器、または修復可能な 状態にもかかわらず部品が無いことを理由に修理しなかった場合。

下記のいずれかに該当する費用を被保険者が負担することによって被った損害に対しては、増加した費用部分の保険金を支払いません。

①事業者機器のメーカー等による事業者機器の修理、清掃等の作業中における作業

上の過失または技術の拙劣により、事業者機器の状態が悪化し、修理費用が増加したことによる損害。

②事業者機器にかかった修理費用以外の費用による損害。(見積り取得に関する費用、送料、出張料、Apple エクスプレス交換サービス利用料など。)

3. 付帯する特約

事業者機器修理補償特約、保険料月払特約、包括契約に関する特約が付帯されます。

4. 保険責任期間

この保険の期間は3か月で、保険契約毎に定めて保険証券に記載します。

保険始期日の午前 0 時に始まり、保険始期日の 3 か月後の同一日付の前日の 24 時に終わります。

被保険者毎に保険責任を負う期間は、「プラチナ光保証パックプラス」会員サービスの 規約で定めた利用開始日の0時に始まり、被保険者が当該サービス制度から脱退、退会 した日の24時に終わります。

5. お引受条件

保険金額は、保険契約毎に定めて保険証券に記載します。

当保険は「プラチナ光保証パックプラス」会員サービス自動付帯となります。

6. 保険料および保険料払込期日

お支払いいただく保険料は月払いとなります。保険料の払込期日は、暫定(初回)保険料は最初の被保険者が登録された日の前日まで、2回目以降保険料は保険始期日の1ヵ月後以降各月の保険始期応当日とし、払込猶予期間は各払込期日の属する月の翌月末日までとします。

7. 保険料の払込方法

保険料の払込方法は銀行振込となります。

8. 満期返戻金、契約者配当金

この保険には満期返戻金及び契約者配当金はありません。

9. 解約および解約返戻金の有無について

ご契約を解約される場合は弊社までご連絡ください。手続きに必要な書類を郵送します。また、保険料月払いに関する特約を適用しますので、解約払戻金はございません。 詳しくは弊社までお問合せください。

【保険会社への相談・苦情・お問合せ窓口】 住所:東京都港区三田三丁目5番19号 住友不動産東京三田ガーデンタワー29階					
担当部署:レスキュー損害保険株式会社					
)(1)) F	modification beinpo. Jp			

修理費用保険(事業者機器修理補償特約付き)のご説明(注意喚起情報)

- ■ご契約に際してお客さまにとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みください。
- ■本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、必ず約款をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、代理店または弊社までお問合せください。
- ■お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印をつけておりますので、 必ずご確認ください。

1. クーリングオフ(契約申し込みの撤回等について)

★保険契約者が法人のため、クーリングオフのお申出を受付けることはできません。

2. 告知義務

- ★ (1) ご契約時に弊社に重要な事項を申出ていただく義務(告知義務)があります。申 込書の記載事項が事実と違っている場合には、保険金をお支払いできないこと やご契約を解除させていただくことがあります。
- ★ (2) ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合は保険契約は無効とします。
 - ①お客様または被保険者が、弊社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたとき。
 - ②お客様が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき。

3. 通知義務など

- ★ご契約後に次の変更等が生じる場合は、必ず事前に弊社(最終ページ記載の問い合わせ 先窓口)までご通知ください。ご通知がない場合、変更後に生じた事故については保険 金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。
 - ①告知事項の内容に変更を生じさせる事実(告知事項のうち、保険証券等においてこの適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。)が発生したこと

4. 保険責任期間の始期と終期

①申込みの承諾、②保険料の払込みが要件となり、保険責任期間は初回保険料払込日以降の日付で保険料払込日時と申込書に記載された保険始期日の 0 時のどちらか遅いほうから始まり、保険始期日の 3 か月後の同一の日付の前日 24 時に終わります。

5. 免責事由等

- ★「修理費用保険(事業者機器修理補償特約付き)のご説明(契約概要)」の「2.
 - (4) 保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。被保険者が修理費用を負担した場合であっても「2.(4) 保険金をお支払いできない主な場合」に該当すると保険金をお支払いできませんので、修理を行う前に「2.(4) 保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

6. 失効について

- ★ (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合は、その事実が発生した時に保 険契約は失効します。
 - ①事業者機器の全部が滅失した場合。
 - ②事業者機器の全部が譲渡された場合。
- ★ (2) 保険料払込猶予期間までに払い込まれるべき保険料の払込みがない場合には、保 険契約は失効します。失効日は、保険料払込猶予期間満了日の翌日となります。

7. 損害保険会社破綻時の取扱い

- ★万一保険会社が経営破綻した場合、「損害保険契約者保護機構」による資金援助が行われます。
- 8. 事故が起こったときの手続きおよび注意点
 - (1) この保険で補償される事故が発生した場合は、遅滞なく弊社にご通知ください。 保険金請求のご案内をします。なお、ご通知が遅れますと保険金のお支払が遅れた り、保険金の一部がお支払いできないことがありますのでご注意ください。
 - (2)被保険者が事業者機器のメーカー等へ事業者機器の修理依頼を行ってください。
- ★ (3) 保険金のご請求にあたっては、以下の書類または証拠をご提出いただく場合が あります。

【修理可能であった場合)】

- ①保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書
- ②修理領収証、修理見積書、修理完了報告書、修理に関するメーカー、店舗等のレポート等修理した事実及び修理内容の証明できるもの
- ③有償修理した際の領収書、対象端末に代わる同等品へ有償交換したことが証明 できるもの
- ④その他保険会社が求めた書類、写真

【修理不能であった場合】

- ①保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書
- ②修理に関するメーカー、店舗等のレポート等修理不能であることを証明できるもの
- ③新規購入した際の領収書、対象事業者機器に代わる事業者機器を新規購入した ことが証明できるもの
- ④その他保険会社が求めた書類、写真

【受付窓口】

お客様サービスセンター

電話番号:0120-119-116

受付時間:9:00-18:00 (年中無休)

★ (4) 保険金請求については時効 (3年) がありますのでご注意ください。

9. 契約の更新(契約の継続)

- (1)弊社は、この保険契約の満了する日の2日前までに継続案内書を郵送または電磁的方法で保険契約者に交付します。
- (2)継続案内書の記載内容に変更がある場合は、この保険契約の満了する前日までに 郵送または電磁的方法で弊社に通知してください。
- (3)この保険契約の満了する日の前日までに、保険契約者から保険契約を継続しない 旨の申し出がない限り、この保険契約の満了日に継続案内書に記載された契約内 容で継続されるものとします。
- (4) 保険契約が継続された時は、弊社は継続証を発行します。

10.補償重複について

★事業者機器を補償する他の保険契約や事業者機器のメーカー等が実施する保証サービスに重複加入し、他の保険契約や保証サービスを利用した場合は、他の保険契約や保証サービス適用後の被保険者負担分が補償されます。

11. 個人情報のお取り扱いについて

弊社は、プライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報の適正な取扱いを確保する とともに、安全管理について適切な措置を講じます。

(1) 個人情報の取得・利用

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得・利用します。

(2) お客様に関する情報の利用目的について

お客様からご提供いただいた個人情報は、保険業の健全な運営とお客様に対するサ

- ービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲内で利用させていただきます。
 - ①保険契約の引受、管理 ②適正な保険金の支払い ③弊社が有する債権の回収
 - ④再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求 など
- (3) お客様に関する情報の外部への提供について

弊社は、個人情報について利用目的の達成に必要な範囲内で以下の場合に第三者に 提供することがあります。

- ①弊社の業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)に提供する場合
- ②適正な保険金支払のために保険事故の関係者(修理業者、保険事故の当事者等) 関係先に提供する場合 など

弊社の個人情報の取扱いに関する詳細、外国にある第三者への個人データ提供、商品・サービスについては弊社ホームページ (https://www.rescue-sonpo.jp/) をご覧いただくか、最終ページ記載のお問合せ窓口までお問い合わせください。

【保険会社への相談・苦情・お問合せ窓口】

住所:東京都港区三田三丁目5番19号 住友不動産東京三田ガーデンタワー29階 担当部署:レスキュー損害保険株式会社 業務部 mobile@rescue-sonpo.jp

12. 指定紛争解決機関について

弊社は、お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。

なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本損害保険協会が運営し、弊社が契約する 指定紛争解決機関「そんぽ ADR センター」をご利用いただけます。

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター】

電話番号:0570-022808 (ナビダイヤル)

受付時間:9:15~17:00(月~金曜日(祝日・休日および12/30~1/4を除く))

IP 電話からは、03-4332-5241 をご利用ください。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(https://www.sonpo.or.jp/)

以上

2025年2月26日制定

文書番号: RC02-040 2025.02